

# 「リモートメンテナンス現場実証」に関する公募

## 公募要領

### 1. 公募の目的

国土交通省では、河川・道路等を管理するために、無線設備・電源設備・情報処理設備等の電気通信設備を整備し、その維持管理を行っている。

電気通信設備は、山頂や離島といった遠方の無人無線中継所等に設置されているものも多く、障害対応に時間を要し、悪天候時には現地へ行くことも困難となる施設も存在している。

また、設備管理の専門技術者不足等が顕在化しており、災害時・障害時等における迅速な対応を実現することが必要となっている。

以上の背景を踏まえ、電気通信設備の維持管理の省人化・効率化、災害・障害時の対応の迅速化を目的として、リモートメンテナンス機器の現場実証を行うものである。

### 2. 公募対象

#### (1) 対象機器

今回公募する機器は、リモートメンテナンス機器と画像解析技術を利用したリモートメンテナンスの現場実証にあたり、無線中継所内をリモートメンテナンス機器が自律移動及び遠方操作で移動し、電気通信設備に備え付けられている計器等の写真撮影と、その写真データをクラウド等に保存する機能を有するリモートメンテナンス機器とする。

なお、「画像解析技術」は本公募の対象に含まない。

#### (2) 応募の条件等

応募にあたっては、以下の条件を全て満たすものとする。

- 1) 別紙-2「リモートメンテナンス機器仕様書」を満足するものであること。
- 2) 令和6年12月中旬までに上記仕様を満足する機器を準備可能なこと。
- 3) 現場実証(令和7年1月を予定)に参加可能なこと。
- 4) 応募機器の評価項目等を公募の評価者及びその指示を受けた補助者に対して、開示しても問題ないこと。
- 5) 機器及び実証結果のデータ等を公表することに対して問題ないこと。
- 6) 特許等の権利について問題がないこと。
- 7) 国土交通省発注「令和6年度 電気通信施設(離島)におけるリモートメンテナンス次世代環境検討業務」の受注者である「扶桑電通株式会社」と契約(再委託)が可能なこと。
- 8) 「3. 応募資格等」を満足すること。

### 3. 応募資格

#### (1) 応募者

応募者(共同開発者を含む)は、以下の条件を全て満足するものとする。

- 1) 応募者自らが機器を開発した「民間企業」であること。なお、行政機関※、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同開発者として応募することができるものとする。

※「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 2) 応募した機器を基にした実証を実施する上で必要な権利及び能力を有する者であること。

- 3) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) その他

応募者及び共同開発者は、国土交通省発注「令和6年度 電気通信施設（離島）におけるリモートメンテナンス次世代環境検討業務」の受注者ではないこと。また、同業務の受注者との間に資本・人事面で関連がないこと。

上記の「資本・人事面において関連」があるとは、次の1)又は2)に該当することをいう。

- 1) 応募者及び共同開発者が、同業務を受注した者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
- 2) 応募者及び共同開発者の代表権を有する役員が、同業務を受注した者の代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

#### 4. 応募方法

(1) 参加表明書の提出

(2)に示す応募資料の提出に先立ち、令和6年9月13日（金）12:00までに応募様式-1「参加表明書」を提出すること。「参加表明書」の提出が無い場合は、本公募に応募できない。

「参加表明書」は別紙-1「応募資料作成要領」に基づき作成し、提出方法は電子データによるe-mailとする。

(2) 応募資料の作成及び提出

応募資料は、別紙-1「応募資料作成要領」に基づき作成し、提出方法は電子データによるe-mailとする。

(3) 提出先

e-mail : hqt-dentsu@ki.mlit.go.jp

#### 5. 公募期間

参加表明書の受付 令和6年8月30日（金）から 令和6年9月13日（金）12:00まで  
 応募資料の受付 令和6年8月30日（金）から 令和6年9月27日（金）12:00まで

#### 6. ヒアリング

提出された応募資料に不明な箇所がある場合は、確認のためヒアリングを実施することがある。ヒアリングに応じない場合は、本公募への参加を認めないものとする。

なお、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング等の実施日時、場所について別途通知する。

#### 7. 応募機器の選定

応募機器の選定は、応募様式-3「評価項目表」による評価とし点数の高い1者を選定する。同点の場合は、見積書の価格が低い者を選定する。なお、応募資料に不備がある場合は選定しない。

#### 8. 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年10月末（予定）までに応募者に通知する。

なお、共同開発者に選定結果の通知は行わないが、応募した機器が選定された際には共同開発者として(2)により公表するものとする。

## (2) 選定結果の公表

- 1) 選定された応募者は、[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000148.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000148.html) にて公表する。
- 2) 選定されなかった応募者名は、非公表とする。

## (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知を取り消すことがある。

- 1) 応募資料に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- 2) 虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 3) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。ただし、現場実証後の取り消し申請は認めない。
- 4) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 9. 現場実証

選定された機器について、以下の現場実証を行う。

### (1) 現場実証の場所及び期間

- 1) 奄美大島（鹿児島県） 湯湾岳無線中継所内
- 2) 令和7年1月のうち14日間程度（現地は5日間を予定）

### (2) 実施内容

現場実証は、本公募で選定された者（以降、選定者という）が準備するリモートメンテナンス機器により無線中継所内の電気通信設備の計器等を撮影し、その写真の画像解析の現場実証を行う。また、携帯電話回線、衛星回線、国土交通省自営通信回線を使用したリモートメンテナンス機器の操作性の検証もあわせて行う。

選定者は、リモートメンテナンス機器に無線中継所内の巡回ルートの登録及び計器等を撮影するための設定、その他実証を実施する上で必要な設定を行うものとする。巡回ルートは、別紙-3を予定している。

### (3) 現地立合い

現場実証は、選定者の立合いのもとで行う。

### (4) その他

- 1) 選定者は、現場実証の作業計画等の打合せへの参加、リモートメンテナンス機器の操作説明、技術的助言等を行うこと。
- 2) リモートメンテナンス機器は、令和7年2月28日まで使用可能なこと。
- 3) 現場実証（準備含む）におけるリモートメンテナンス機器の破損・故障については、国土交通省及び扶桑電通株式会社は責任を負わない。

## 10. 費用負担

### (1) 応募に係る費用の負担

応募資料の作成、追加資料の作成、提出、ヒアリング等の応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。本公募が中止となった場合、選定されなかった場合、または通知が取り消された場合も同様とする。

### (2) 現場実証に係る費用の負担

選定者が現場実証を行う為に必要な費用は、以下(3)に示す者が負担する。

費用は¥20,000,000円（税込み）以下を想定している。費用の内訳は、別紙-1「応募資料作成

要領」のとおりとし、見積書を提出すること。見積書の内容についてヒアリングを行うことがある。なお、見積書の金額が予算を超過する場合は、公募を中止する場合がある。

(3) 契約

選定者は選定後、速やかに国土交通省発注「令和6年度 電気通信施設（離島）におけるリモートメンテナンス次世代環境検討業務」の受注者である「扶桑電通株式会社」と契約すること。

なお、現場実証の内容等に変更があった場合は、協議により契約を変更することがある。

11. その他

(1) 本公募はリモートメンテナンス技術の現場実証によって課題の抽出、有効性等を確認するものであり、国土交通省で採用する機器を選定するものではありません。なお、公募に選定されたことを選定者のHP等で公表する場合は、その内容について事前に国土交通省及び扶桑電通株式会社の同意を得るものとします。

(2) 応募された資料は、機器の選定以外に無断で使用することはありません。

(3) 応募された資料は、返却いたしません。

(4) 選定の過程において、選定者には応募機器に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。

(5) 公募条件に関する問い合わせは、以下のとおり。

1) 問い合わせ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 情報通信技術係

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8111 e-mail：hqt-dentsu@ki.mlit.go.jp

2) 問い合わせ期間

5. 公募期間（応募資料の受付期間）に同じ。

ただし、土、日、休日を除く平日の9:00～17:00 までとする。

3) 問い合わせ方法

e-mail、電話、面談にて受け付ける。なお、面談の場合は、事前にe-mailまたは電話にて連絡すること。

(6) 契約に関する問合せは、以下のとおり。

1) 問い合わせ先

扶桑電通株式会社 社会ビジネス本部

東京都中央区築地5-4-18（汐留イーストサイドビル）

電話：03-3544-7202 e-mail：remote\_maintenance\_mlit@fusodentsu.co.jp

担当：磯谷、神野

2) 問い合わせ期間

5. 公募期間（応募資料の受付期間）に同じ。

ただし、土、日、休日を除く平日の9:00～17:00 までとする。

3) 問い合わせ方法

e-mail、電話、面談にて受け付ける。なお、面談の場合は、事前にe-mailまたは電話にて連絡すること。